順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答	弁	者
2 2	井出 晴美(20)	1. 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行に基	市		長
		づく本市の取組について	及	び	
		共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下、「認	担	当 音	『 長
		知症基本法」という。)が2024年1月1日に施行されました。			
		2025年には65歳以上の約5人に1人、全国では約700万人が認			
		知症になると見込まれており、認知症は私たちにとってます			
		ます身近なものになっています。			
		認知症基本法では、第1条で「認知症の人を含めた国民一			
		人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性			
		を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を			
		推進すること」を目的に掲げ、ケアする側、される側という			
		関係性の社会から、認知症の人を含む共生社会の形成が強調			
		されました。			
		さらに第3条で、認知症施策を行うための7つの基本理念			
		を示しています。			
		1 つ目に、全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個			
		人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営む			
		ことができる。			
		2つ目に、国民が、認知症に関する正しい知識及び認知症			
		の人に関する正しい理解を深めることができる。			
		3つ目に、認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営			
		む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症			
		の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にか			
		つ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、			
		自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社			
		会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じ			
		てその個性と能力を十分に発揮することができる。			
		4つ目に、認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質か			
		つ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提			
		供される。			
		5つ目に、認知症の人のみならず家族等に対する支援によ			
		り、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活			
		を営むことができる。			
		6つ目に、共生社会の実現に資する研究等を推進するとと			
		もに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療性がによりによるような、みずの護士は、認知院の人			
		び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が意識な保持しのの条切な特ので見るようの社会会加の方			
		が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在 り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生するこ			
		り万及い認知症の人が他の人々と支え合いなから共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見			
		とかできる社会環境の整備での他の事項に関する科学的和見 に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備す			
		る。 7 つ目に、教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉そ			
		7 つ日に、教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉で の他の各関連分野における総合的な取組として行われる。			
		の他の各角連分野における総合的な取組として行われる。 以上のように、認知症になっても尊厳と希望を持って暮らせ			
		め上のように、認知症になっても导敵と布室を持って着らせるという人権重視の新しい認知症観に基づく法律となってお			

順位	氏名(議席)	発 言 の 要 旨	答	弁	者
2 2	井出 晴美(20)	り、人間性を大事にしていく施策が期待されます。 本市においては、ふじパワフル85計画Ⅶが本年3月に策定され、様々な認知症施策について示されていますが、認知症基本法に基づくさらなる認知症施策の取組の推進が必要と考え、以下、質問いたします。 (1) 認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する理解を深める広報活動について (2) 認知症の人の意見を聴く体制について (3) 認知症の人の社会参画を促進する取組について (4) 認知症初期集中支援チームの状況と今後について (5) 認知症ケアパスの活用状況と今後について	<i>72</i> 4	び当幸	長